



文部科学省

令和 7 年度文部科学省補助事業

学校保健研修会
保健管理（疾病の管理）

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課

心身の健康の保持増進に関する指導と学校保健

- ・学校保健計画の策定・実施を通じて、保健教育と保健管理を適切に行うことにより、児童生徒や教職員の健康の保持増進を目指す。これらの活動を円滑かつ効果的に推進するために組織活動が位置付いている。
- ・心身の健康の保持増進に関する指導は保健教育に当たり、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うことを狙いとしている。



体育・保健体育、関連教科、総合的な学習の時間等

学校保健計画 (学校保健安全法第5条に基づく)

保健教育

組織活動

保健管理



対人管理

対物管理



健康観察、健康診断、健康相談・保健指導等による心身の管理や生活の管理等

学校環境の安全・衛生的管理、学校環境の美化等



教職員の組織、協力体制の確立、家庭、地域との連携、学校保健委員会等



疾病管理の目的

保健調査、健康診断、健康観察、健康相談等により、疾病に罹患している児童生徒等の早期受診や早期の回復、治療への支援を行うとともに、運動や授業などへの参加の制限を最小限に止め、可能な限り教育活動に参加できるよう配慮することにより、安心して学校生活を送ることができるように支援すること。

疾病管理の留意点

- 疾病の理解や学校における適切な生活管理への指導が必要なことから、保護者・主治医・学校医・学級担任・教科担任等との緊密な連携が必要であるとともに、救急体制にも常に万全を期しておく。
- 疾病管理が必要な児童生徒等に対しては、保護者の了解を得て主治医との連携を図ることが大切である。必要に応じて、疾病の内容、病状、使用している薬剤等について、主治医からの情報とアドバイスを受けるなどして、適切な管理が行えるようにする。
- 児童生徒等本人が自己の疾病や生活管理の必要性を理解できるよう指導するとともに、全教職員の共通理解を図ることが必要である。
- 同級生などが疾病等について正しく理解し、偏見や差別をしないよう指導しておくことも必要である。その際、本人と保護者の理解を得て、プライバシーを侵害しないように配慮しながら行うことが大切である。

疾病管理の評価の視点

(自己評価・他者評価)

- 疾病を有している児童生徒等に適切な対応（受診・治療・運動等生活管理・保健指導等）が行えたか。
- 保護者、主治医、学校医等の関係者との連携ができたか。
- 教職員と養護教諭との連携は適切に行われたか。
- 感染症等の流行情報の収集・分析が適切になされたか。
- 関係事項の記録と保管は適切であるか。 等

糖尿病とは

発症の原因や症状の特徴、体质との関係、発症しやすい年齢などから、二つのタイプに大別される。

1) 1型糖尿病

1型糖尿病は膵臓のインスリンを產生しているβ細胞がウイルス感染や自己免疫現象などによって破壊され、インスリン分泌能が著しく低下して起こる。多くは急速に発症し、口渴、多飲、多尿などの症状が現れ、糖尿病と診断される。しかし、中にはゆっくりと発症し、学校検尿で尿糖陽性者として発見される場合もある。治療にはインスリン注射が不可欠で、学校においてもこれらの注射が必要になる。治療中は高血糖による糖尿病性昏睡、低血糖による体調不良に気を付けねばならない。いずれも生命に関わることであり、学校における対応も必要になる。

2) 2型糖尿病

過食、運動不足などにより、インスリンは分泌されているが、高血糖状態が続く場合を2型糖尿病と呼ぶ。これらは生活習慣の変化により児童生徒等での発症が増加傾向にあり、社会問題になっている。2型糖尿病は家族歴のある児童生徒等に発症する傾向があるが、遺伝要因に加えて、過食による肥満などの素因を有している児童生徒等が、運動不足、エネルギーや動物性脂肪が過剰な食事、ストレスの多い生活などを続けていると発症すると考えられる。2型糖尿病の基本は、食事療法、運動療法と、薬物療法（インスリンは初期には用いない）であるが、成長期には、栄養のバランスを考えて、過度の食事制限にならないような注意が必要である。



出典：教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引（公益財団法人日本学校保健会 令和4年3月）

学校等における重症の低血糖発作時の グルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー[®]）投与について

事務連絡
令和6年1月25日

各都道府県・市区町村保育主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課 御中
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー[®]）
投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー[®]）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

文部科学省事務連絡
令和6年1月25日

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー[®]）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせします。

こ成基第1号
こ成環第1号
こ支障第4号
5初健食第14号
令和6年1月22日

厚生労働省医政局医事課長 殿

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
(公 印 省 略)

医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答いただくようお願いします。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童発達支援、放課後等デイサービス等（以下「学校等」という。）に在籍する幼児、児童、生徒、学生又は学校等を利用する児童（以下「児童等」という。）が重症の低血糖発作を起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、グルカゴン点鼻粉末剤（「バクスミー®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の**4つの条件**を満たす場合には、医師法（昭和23年法律第201号）違反とはならないと解してよいか。

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・学校等においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にグルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたグルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してグルカゴン点鼻粉末剤を使用すること。
 - ・当該児童等がやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

厚生労働省回答文

(別紙2)

医政医発0122第3号
令和6年1月22日

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

こども家庭庁成育局成育環境課長

こども家庭庁支援局障害児支援課長

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医師法第17条の解釈について（回答）

令和6年1月22日付け成基第1号、成環第1号、支障第4号及び5初健食第14号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、児童等のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願ひする。

4つの条件

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・学校等においてやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にグルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたグルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してグルカゴン点鼻粉末剤を使用すること。
 - ・当該児童等がやむを得ずグルカゴン点鼻粉末剤を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・グルカゴン点鼻粉末剤の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、グルカゴン点鼻粉末剤を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

- 重症の低血糖発作においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当（一次救命処置）、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要である。
- グルカゴン点鼻粉末剤を使用した場合には、低血糖発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となる。

※本事務連絡（令和6年1月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課外事務連絡）は消防庁と協議済み

- グルカゴン点鼻粉末剤の使い方等を理解するに当たっては、グローバルレギュラトリーパートナーズ合同会社のホームページも参照する。（バクスミー®の製造販売承認は、令和6年12月31日から日本イーライリーリー株式会社からグローバルレギュラトリーパートナーズ合同会社へ承継された。）

<https://globalregulatorypartners.co.jp/product-patient/188/>



GLOBAL REGULATORY PARTNERS

バクスミー®点鼻粉末剤

Abbot GRP Product Information News CONTACT

バクスミー®点鼻粉末剤の使い方

バクスミー®点鼻粉末剤の使い方

低血糖時の救急処置のために
バクスミー®点鼻粉末剤使用の手びき

本剤を使用する直前まで包装用フィルムをはがさないでください

出典：グローバルレギュラトリーパートナーズ合同会社HP



低血糖ってなに？どんな症状があらわれるの？

低血糖とは、**血糖値が正常な範囲より低くなること**（一般的には70mg/dL未満¹⁾）をいいます。特に54mg/dL以下の時は、糖尿病の患者さんでは**すぐに対処しないといけない緊急の状態**です。

低血糖の症状^{1,2)}

低血糖を起こすと以下のような症状^{*1}があらわれるので、ブドウ糖や糖を含むジュースなどをただちにとってください。

α-グルコシダーゼ阻害薬^{*2}を服用している場合は、砂糖からブドウ糖への分解を遅らせる作用があるため、必ずブドウ糖をとってください。

※1:あらわれる症状には個人差があります ※2:アカルボース、ポグリボース(配合剤を含む)、ミグリトール



動悸



生あくび



ふるえ

- 空腹感
- 気分不良
- めまい
- 冷汗
- 眠気

低血糖を起こしてもこれらの症状があらわれないこともあります（無自覚性低血糖といいます）。

低血糖に気づかず、そのまま進行すると、以下のような重い症状が急にあらわれる場合があります。この状態になると、患者さんは自分で対処できないため、ご家族や周りの人の手助けが必要となります（重症低血糖といいます）。



意識が遠くなる



けいれん



昏睡^{*3}
※意識を失い、刺激に対して
反応しない状態



いつもと違う行動

1)日本糖尿病学会編・著. 糖尿病診療ガイドライン2024, 南江堂, 2024

2)日本糖尿病学会編・著. 糖尿病治療ガイド2024, 文光堂, 2024

低血糖はどんな時に起こりやすいの？

低血糖は起こさないにこしたことはありません。

しかし、さまざまなことがきっかけとなり、低血糖を起こしてしまう可能性があります。たとえば、以下ののようなきっかけで起こりやすくなるため、特に注意が必要です¹⁾。

低血糖が起こるきっかけ¹⁾



お薬の種類や量の誤り
(インスリン含む)



食事の量
(または炭水化物の量)
が少ない、
食事の時間の遅れ



激しい運動や
長時間の運動



シックデイ
(感染症などによる発熱や下痢、
あう吐または食欲不振のため
食事がとれない状態)



入浴

ワンポイント・アドバイス

重症の低血糖を起こすと命に関わるようなことになったり、重い後遺症が残ったりする可能性があります。

予防や早めの対処ができるように、低血糖が起こりやすくなる状況や症状について、把握しましょう。

1)日本糖尿病学会編・著. 糖尿病治療ガイド2024, 文光堂, 2024

バクスミー®はどんな時に使うの？

低血糖の対処法は、お子さんの状態によって異なります。

バクスミー®は、さまざまな低血糖症状のうち、**周りの人の助けが必要な低血糖状態になった時に使用してください。**

低血糖が起こった

※あらわれる低血糖症状には個人差があります。
代表的な症状については本冊子のP2をご参照ください。

- 意識がはっきりしていない
- 口から糖分をとれない
- お子さん自身で対応できない

1つでもあてはまる

すぐに救急搬送を手配してください

看護者(教職員・保育士・家族など)がお子さんにバクスミー®を投与する



ワンポイント・アドバイス

バクスミー®を看護者(教職員・保育士・家族など)がお子さんに使用することで、周りの人の助けが必要な低血糖にも対処することが可能になります。

また、重症な低血糖においては、当該児童生徒等が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じて、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当(一次救命処置)、緊急連絡・救急要請などを行うことが重要です。

バクスミー®の使い方

②噴霧方法



1

図のように親指と人差し指、中指で点鼻容器を持ってください。1回使い切りのお薬のため、試し打ちはしないでください。



2

人差し指又は中指が鼻に当たるまで、点鼻容器の先端を片方の鼻の穴にゆっくり差し込んでください。

学校における薬品管理マニュアル 追補版



掲載URL :

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/274>

公益財団法人日本学校保健会 令和6年8月



第1章 薬品概説

1. はじめに	1
2. 医薬品とは	1
3. その他の薬品	3

第2章 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱い

1. 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱いの考え方及び管理時の対応	4
2. よくある質問	9

第3章 医療用医薬品の取扱い

1. 医療用医薬品の預り時の対応	13
2. よくある質問	21

第4章 保健室以外における校内の薬品管理

1. 目的別の薬品の種類及び関係法令	26
2. 理科室などにおける薬品管理	27
3. 教職員の健康を確保するための薬品管理	31
4. 農薬の管理	33
5. 毒物・劇物の管理	35
6. その他の薬品管理	36
7. よくある質問	36

付録

1. 関係通知	38
2. 関係ガイドライン等	62

医療用医薬品の取扱い（学校における薬品管理マニュアル）

医療用医薬品の預り時の対応

- 学校における共通理解
 - ・児童生徒が学校で医療用医薬品を使用する場合、原則、本人が保管・管理する。
 - ・本人が保管・管理できないやむを得ない事情がある場合には、学校で預かることも考えられる。

学校で医療用医薬品を預かる場合

- ・事前に教育委員会等学校の設置者に対して、所管する学校における基本原則や他校の状況等を確認し、児童生徒、保護者等、主治医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師と十分に話し合い、共通理解を図る。
- ・学校は、個々の実状に応じた対応ができるように、適切な預りができるることはもちろんのこと、教職員への周知徹底を行い、教職員全体で共通の認識を持つことで十分な校内体制を確立する。
- ・保護者等との連絡体制の確立も必要。このため、校長のほか、関係する教職員が同席し、保護者等との面談を行い、十分な打合せをする。
- ・保護者等から医療用医薬品の預り依頼があり、打合せをした上で、学校で預かる方向性が決定したら、保護者等に依頼書の提出を求める。

※ 依頼書は、児童生徒の健康状態、預かる医療用医薬品を明確にし、保護者等と学校の間で共通認識を得ることが重要である。また、医療用医薬品の校内保管体制については、児童生徒の健康状態を踏まえて適切に対応できるように検討しておく必要がある。

1. 校内における医療用医薬品の預り方針と教職員の共通理解

- 校長、保健主事、養護教諭は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師と相談のうえ、学校における医療用医薬品を預かる方針を決め、環境条件整備(保管場所など)を行う。
- 校長は、教職員の共通理解を図る。

※学校で預かる条件が整備できていない場合は、その旨を保護者等に説明し、その時点では預かることをしない。



2. 保護者等との面談

- 保護者等からの申し出があった場合に随時面談を実施する。
- 校長のほか、学級担任、保健主事、養護教諭など複数人が面談に同席して話を聞き、保護者等と共通理解を図る。



- 医療用医薬品を預かる場合は、保護者等に対して依頼書の提出をお願いする。依頼書は保護者等が記入する



3. 保護者等、主治医との連携／教職員の共通理解

- 保護者等、主治医と連携し、学校における医療用医薬品の預りを行う。
- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の指導・助言を受け、学校における保管状況について確認する。



4. 定期的な内容の確認

- 原則として、年度当初に依頼書を提出してもらい、情報を更新する。また、医療用医薬品に変更がある場合は、適宜依頼書を提出してもらう。
- 保護者等と密に連絡を取り、受診状況などを把握する。
- 医療用医薬品を保管する者は、医療用医薬品の温度などの保管状況や使用期限に注意し、年度末や長期休業前などに定期的な点検を行う。
- 預かった医療用医薬品は、長期休業前には一旦、保護者等に返却する。

医療用医薬品預り書（依頼）（例）

(固有番号)				
医療用医薬品預り書(依頼書) (例)				
(学 校 名)				
(フリガナ) 児童生徒氏名		性 別		
男 · 女				
学年・組		年 組 担任名 ()	生年月日	
年 月 日				
診断名				
主な症状等				
学校生活での注意事項				
緊急時の対応についての 注意事項				
医 薬 品 に つ い て	現在使用している 医薬品名			
	使用に当たっての 注意事項			
医 療 機 関 情 報	保管についての 注意事項	使用期限その他 ()		
	薬物アレルギーの有無	有 無	医薬品名 ()	
医療機関名				
住所				
電話番号		() -		
主治医名		科	先生 (電話番号)	
		科	先生 (電話番号)	
緊急時連絡先 (優先順に記入してください)		優先連絡順	氏名	
		①		
		②		
		③		
その他の連絡事項				
<p>学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員で共有することに 同意します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>保護者等氏名</p>				

個別保管記録（例）

〈個別保管記録(例)の活用について〉

- 個別保管記録は、依頼書を参考にして必要事項を記入し、保護者等との面談での共通理解の内容や、児童生徒の健康状態の経過が分かる記録したもの一例です。経過を追って、記録を付けることが大切です。
- インデックスを付けておくと、緊急時対応などの際にすぐに持ち出しができます。

預り医療用医薬品の使用期限等確認一覧表（例）

預り医療用医薬品の使用期限等確認一覧表（例）						
（学校名）						
年	月	日	作成			
通番	固有番号 ^{注1}	(フリガナ) 児童生徒氏名	医薬品名	確認者名	確認日	点検予定日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注) 児童生徒ごとに異なる番号を付け、医療用医薬品預り書(依頼書)、個別保管記録から転記する。

Q:緊急時に使用する医療用医薬品を預かる場合の対応はどのようにすればよいですか。

A:

① 緊急時に使用する医療用医薬品を預かった場合、必要時にそれらが保管場所から迅速に取り出され、素早く児童生徒が使用できる、また状況に応じて教職員が使用することができるような保管を行う必要があります。

また、保護者等、主治医及び学校医等への連絡をするとともに、必要に応じて救急車を要請するなど、早期に医療機関を受診させる必要があります。

具体的には、アレルギー疾患のある児童生徒がアナフィラキシー発症時に使用するエピペン[®]、てんかん発作を起こした場合に使用するジアゼパム（ダイアップ[®]）などの坐薬及びブコラム[®]、重症の低血糖を起こした場合に使用するバクスミー[®]について、状況によって教職員が使用する場合があります。エピペン[®]の使用については、公益財団法人日本学校保健会が作成した『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン＜令和元年度改訂＞』（P62参照）を参照してください。また、ジアゼパム（ダイアップ[®]）などの坐薬の挿入、ブコラム[®]の使用又はバクスミー[®]の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守します。

② 緊急時に使用する医療用医薬品は、症状が出てからいかに速やかに使用できるかが重要であるため、緊急対応マニュアルを作成し、必要に応じて主治医や学校医とも連絡がとれる連絡体制を構築しておきます。特に連絡先となる医療機関の診療時間、診療時間外の緊急連絡先を把握しておくようにします。

教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引（健康相談事例）

事例 1 1型糖尿病によるインスリン自己注射をしている生徒：中学1年生 女子

事例 2 食物アレルギーの対応に伴う不安が大きく、欠席が続いた児童：小学1年生 男子

事例 3 夏休みをきっかけに睡眠リズムが乱れ欠席が続いた生徒：中学1年生 男子

事例 4 授業中にぼーっとしていることが多くなった児童：小学3年生 男子

事例 5 ①体育の授業を嫌がる要因が思春期早発症だった児童：小学3年生 女子

事例 5 ②体育の授業を嫌がる要因が後天性甲状腺機能低下症だった児童：小学3年生 女子

事例 6 級友からのSNSによるいじめにより体調不良になった児童：小学6年生 女子

事例 7 遅刻が目立つようになった要因の一つが起立性調節障害であった生徒：中学2年生 男子

事例 8 過呼吸発作を頻回に起こす生徒：高校2年生 女子

事例 9 ささいなことから暴力行為を起こしてしまう児童：小学5年生 男子

事例 10 両親の不仲が原因で体調不良を訴えてきた生徒：中学3年生 女子

事例 11 心理的虐待を受けていたことから深夜徘徊を繰り返す生徒：中学3年生 女子

事例 12 友達がつくれず自傷行為がはじまった生徒：中学1年生 女子

事例 13 激やせの原因が摂食障害だった生徒：高校2年生 女子

事例 14 学級担任が異変に気付き自殺予防につながった生徒：高校2年生 男子

事例 15 発達の特性によって、教室にいづらくなってしまった生徒：高校1年生 男子

事例 16 事故または災害によるPTSDと思われる症状が現れた児童：小学4年生 男子

事例 17 欠席がちとなり統合失調症と診断された生徒：高校2年生 男子

事例 18 交際相手から性的関係を強要された生徒（デートDVを含む）：高校2年生 女子

事例 19 体調不良の原因が、性的マイノリティであることによるストレスであった生徒：中学2年生 女子



<健康相談 事例 1>

1型糖尿病によるインスリン自己注射をしている生徒：中学1年生 女子

(1) 健康相談対象者の把握方法

保護者等の相談依頼

(2) 事例の概要

- 定期健康診断の腎臓検診で1型糖尿病と診断された。
- 学校から保護者を通じて、医療機関に「学校生活管理指導表」（以下、指導表）と「糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表」（以下、連絡表）の記入を依頼した。
- 学級担任、養護教諭が保護者の承諾を得て受診日に同席し、主治医から、指導表と連絡表に沿って、治療内容・緊急時連絡方法、低血糖時の症状と対処法、学校生活の注意（学校給食、補食、運動等）についての説明を受け、インスリン自己注射と補食をする場所と保管場所、学校行事への参加体制、友達への病気の開示等について、学校と家庭で話し合うよう助言を受けた。
- 後日、学級担任と養護教諭が保護者と面談し、「本人は絶対に友達に知られたくない」というため、学校の先生が友達に病気について説明することを本人に納得させてほしい」と保護者から依頼があった。

<健康相談 事例 1>

1型糖尿病によるインスリン自己注射をしている生徒：中学1年生 女子

(3) 課題の背景の把握

- ・管理職・学年主任・学級担任・養護教諭で、対応について協議した。今まで健康であり疾患の受容が難しいこと、人からどう思われるかについて気になる時期であることから、友達への開示を納得させることは難しいと推察された。
- ・まずは、本人の気持ちを尊重し、友達にわからないように学校生活を安全に送る体制を整備し、時間をかけて疾患が受容できるよう支援することが大切と考えた。

(4) 支援方針・支援経過

- ・学級担任が保護者に連絡し、無理に開示をすすめることより本人が疾患を受容できるよう支援する方が、持病があっても健康に生きていくために大切であることを説明した。本人の気持ちに寄り添いながら、学校生活を安全に送る具体的な方法を本人と考えるという方針で養護教諭が本人と健康相談をすることについて、保護者の承諾を得た。
- ・養護教諭による健康相談では、「なぜ、自分だけが病気になったのか」と言って泣くため、共感的に話を聴いた。今後の学校生活の不安を受け止め、主治医の助言をもとに学校生活上の留意点を確認した。
- ・本人は「友達からかわいそうと思われたくない」と話した。操作に慣れたら今までと同様に楽しい学校生活が送れること、しばらくは友達にわからないように安全に学校生活を送る方法と一緒に考え、別室を確保した。

<健康相談 事例 1>

1型糖尿病によるインスリン自己注射をしている生徒：中学1年生 女子

(4) 支援方針・支援経過（つづき）

- 学年主任、養護教諭から、指導表と連絡表をもとに自己注射・血糖測定・補食の時間と場所、低血糖の症状と対応、緊急時連絡体制、友達に知られたくないと思っていることを全教職員に説明し、体制を整備した。
- 自己注射等の操作には順調に慣れ、低血糖で来室することはなく、自己管理できていることを認めるうれしそうであった。しかし、別室からもどると友達に「どこに行っていたの」と聞かれることがあり、気まずいと感じていた。
- 中2の6月、来室時に、「病院で、小児糖尿病サマーキャンプ（※）の参加を勧められたが、知らない人と話せるか不安なので参加したくない」と話した。以前に参加した生徒が楽しかったと言っていたこと、知らない人と話せるようになることは自分に役立つこと伝えた。丁寧に不安を聞き取ることで参加への不安の軽減を図り、自己決定を促すとサマーキャンプに参加した。
- 参加後、本人は「特別な子供と思われたくなかったが、みんなが明るくて、そんなふうに思って悪かった。レクレーションをして、すぐにみんなと仲良くなった」「私より早く発病した小学生に会って、私だけがこんな病気にという気持ちはなくなった」「病気を隠していることを話すと、『なぜなの。私のクラスはみんな普通でしてくれるよ』と言われた」「私も友達に話してみようかな」と話すようになった。

（※）小児糖尿病サマーキャンプ（公益財団法人日本糖尿病協会HP）

公益社団法人日本糖尿病協会主催の小児糖尿病サマーキャンプは、1型糖尿病患者の小・中・高校生を対象に毎年行われている。子供たちが、自然の中での集団生活を通じて、自己注射や血糖測定などの自己管理に必要な知識・技術を身に付けるとともに、メンタルケアと仲間づくりの場となっている。

出典：教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き 令和3年度改訂（令和4年3月 日本学校保健会）

<健康相談 事例 1>

1型糖尿病によるインスリン自己注射をしている生徒：中学1年生 女子

(4) 支援方針・支援経過 (つづき)

- 学級担任・養護教諭・本人・保護者で面談し、本人と一緒に、主治医から提供された友達への説明のための資料を見ながらクラスの友達への具体的な伝え方を考えた。
- 学級担任は、インスリン不足によって食物を上手に取り込むことができないという糖尿病であるため、別室で自己注射や補食（本人にとっては薬）をとること、それ以外はほとんどみんなと同じ生活ができること、低血糖の症状を説明し、本人が言えないほど体調が悪い時は先生に知らせること、今までとかわりなく接すればよいことを伝えた。
- 学級担任が本人に開示後の様子を確認すると、「気持ちが楽になった」「みんなは変わらないでいてくれる」と話し、本人と周囲の病気の受容は良好と判断された。

(5) まとめ

- 中学生の時期は、思春期であり自我が目覚めるが、一方で他者の態度や評価で動搖しやすく、友達からの評価を気にしすぎて、病気の開示が難しいことがある。「知られたくない」という本人の気持ちを尊重しながら、安全・安心に学校生活を送れるよう主治医との連携、連絡表等の活用等をして、環境の整備を行った。
- また、本人のつらさや不安の軽減を図り、開示の自己決定を促し、具体的な開示方法と一緒に考えることで、病気があっても、自分らしく生きていくための成長を支援する取組となった。



文部科学省

御清聴ありがとうございました。